

令和7年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業 募集要領

第1 趣旨

人口減少・少子高齢化の進行及び都市部への人口流出に伴い、地域においては、担い手不足の深刻化に加え、地域課題の高度化・複雑化が進展している。こうした課題に対応するためには、地域内の人材・資源の活用にとどまらず、都市部をはじめとする外部の若者や大学等の専門的知見を積極的に取り入れ、都市から地方への人の流れを創出・拡大していくことが重要である。

このような中、地方自治体が大学等と連携し、学生等のフィールドワークを通じて地域課題の解決に取り組むプロジェクト（ふるさとミライカレッジ）は、外部の視点や専門性を地域に導入し、関係人口の創出・拡大を図るとともに、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流につながる観点から、極めて有効な取組である。既に一部の自治体においては、こうした取組が実践され、地域課題の解決等につながる事例が創出されている。

本モデル事業は、総務省が委託契約を締結した採択団体とともに、各地域の取組について実証を行い、その検討過程・実施内容・結果を共有することにより、今後取組を検討する他の地方自治体の参考とともに、全国的な取組の機運醸成を図ることを目的として実施するものである。

第2 委託事業の概要

1 公募するモデル実証事業

（1）事業概要

大学等と地方自治体が連携して地域課題解決プロジェクトのモデル事例の創出・横展開を推進する。進学を契機として東京圏への若者の転出超過が続いている中、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させる地域課題解決プロジェクト「ふるさとミライカレッジ」について、各地での新規案件創出を促進しつつ、プロジェクトの定着を図っていく。

具体的には、地方自治体が大学等^{*1}と連携し、学生のフィールドワーク^{*2}等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトを公募する。

※1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、学生団体

なお、学生団体と連携する場合は、必ず代表する大学等の教員もしくは職員が当該プロジェクトの大学等側の責任者を担うこと。

※2 学生が一人につき概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動

[地域課題解決プロジェクトの一例]

- ・建築等を学ぶ学生を受け入れ、地域住民やNPO等とともに、空き家及び公共施設を改修し、継続的に学生が合宿拠点として活用できる施設と地域活性化拠点の創設に取り組むプロジェクト
- ・若者がまちづくりに楽しく関われるまちづくりを目指し、地域を周遊しながら新たな観光交流資源をPRするための観光アプリを開発するプロジェクト
- ・農家・直売所等の視察・ヒアリングを実施し情報発信強化や試作品を作成して特産物の魅力を向上させるプロジェクト

- ・大規模災害前から備える“事前復興”により、災害に強く魅力あるまちを若者とともにつくるプロジェクト
- ・地元小中学生が芸術を身近に感じる機会を提供するため、芸術系の大学と連携し、小中学校の授業と連動した創作活動等を通じて芸術・音楽文化向上と地域活性化を図るプロジェクト
- ・医療・介護人材不足や高齢化が進む地域において、医療・看護分野を学ぶ大学生が地域に滞在し、地域包括支援センター等と連携しながら、高齢者への聞き取りや生活・健康課題の整理、健康教室開催、見守り活動の仕組みづくりを行うプロジェクト

(2) 提案事業の要件

①提案者

提案者は、

- ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）外の市町村
- イ 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村※¹、定住自立圏に取り組む市町村※²又は人口減少率が高い市町村※³
- ウ 都道府県（ただし、上記ア及びイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

のいずれかの要件に該当する都道府県又は市町村とする。

なお、「令和 6 年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業」の採択団体については、対象外とする。

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

- ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村・法施行令附則第 3 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村・法施行令附則第 4 条第 1 項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域の全部又は一部とする市町村
- イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村
- ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村
- カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- キ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣

市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）によって調査した平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口（平成 17 年 10 月 2 日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成 17 年 10 月 1 日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が 11% 以上である市町村

②提案する事業

次のア～ケの内容をすべて満たすプロジェクトであること。

ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、地方自治体、大学等、地域住民、その他企業や地域づくり団体等が連携し、モデル実証事業の取組終了後も継続的に参画・実施する地域課題解決プロジェクトであること。

イ 学生のフィールドワークは、一人につき概ね 14 日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）実施すること。

ウ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。

エ 関係人口としての地域との関わりをつくりていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等との継続的な関係を構築すること。

オ 学生等の個人ではなく大学等の部局、研究室、ゼミ、又は大学公認団体等の機関・組織と連携したプロジェクトとなっていること（地方自治体等が、大学等の関与なく不特定多数の学生を直接公募する形態は対象外とする。）。

カ 連携先大学等に、当該自治体との間でフィールドワークを含むプロジェクトの実施実績がない大学等が 1 以上含まれていること（連携協定の有無は問わない）。

キ 連携先大学等に、三大都市圏にキャンパスを有する大学等が 1 以上含まれていること。

ク プロジェクト開始後にその取組状況について、提案者のホームページや広報誌、マスメディア等各種媒体へ掲載して情報発信を行うこと。

ケ ふるさとミライカレッジマッチングサイト（令和 7 年度中に構築予定）に、地方自治体及び大学等が担当窓口等を登録すること。

（3）対象経費

次のア～カの経費を対象とすること。

ア 連携する大学等や参加学生等の募集に要する経費

イ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）

ウ プロジェクトの実施に伴う宿泊費

エ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）

オ コーディネーター委託費

カ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 対象外になる経費

・参加者等の飲食に要する経費

・事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等

- ・自治体職員の人事費、提案団体の通常の運営経費
(ただし、最終報告会等への現地参加のための出張旅費については例外として対象経費として認める。)
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費
- ・提案事業の実施に直接必要となる経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、その他、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

(4) 採択件数

採択件数は、15件程度を予定している。なお、2次公募については想定していない。

(5) 委託費

1件あたり、500万円を上限額とする。

第3 提案手続及び選定方法等

1 提案手続

(1) 提案書類

提案者は、公募・企画提案書（様式1）、プロジェクト概要（様式2）、経費計画書（様式3）を提出すること。

(2) その他補足資料

提案内容を補足する資料があれば、A4版（様式任意）により添付すること。

(3) 提出期限

令和8年2月26日（木）17時締切（必着）

(4) 提出先

提案者は、提案書類（様式1、様式2、様式3並びにその他補足資料）を下記「問合せ先」宛てに電子ファイルを添付の上、電子メールにより提出すること。

2 選定方法・評価基準等

(1) 選定方法

外部有識者等による書面審査等に基づき、委託候補事業を選定する。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。なお、選定にあたっては、地域課題に応じた多様な事業を採択するため、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

(2) 評価基準

委託候補事業の選定に当たっては、第2の1（2）②ア～ケの要件を満たした上で、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①ふるさとミライカレッジの事業目的に対する有効性、取組の継続性

ア 提案内容が、大学等の知見・若者の力を活かした地域課題解決・魅力的な地域づくりに繋げるために効果的なものとなっているか。

イ 提案内容が、東京圏をはじめとした三大都市圏等の大学等・学生等が、地域づくり

に関心を持ち、継続的に携わることに繋げるために効果的なものとなっているか。

ウ 提案内容が、未来の地域づくり人材の育成・還流に繋げるために効果的なものとなっているか。

エ 事業終了後も、本事業において実施した大学等との連携に継続的・発展的に取り組むこととしており、その計画が具体的に示されているか。

②提案のモデル性

ア 全国的人口規模が同程度の地方自治体等でも同様に取り組むことができるものとして、横展開を期待できるプロジェクトか。

イ 都道府県が管内の複数市町村の取組をまとめて事業を実施する場合においては、市町村をまたいだ推進体制構築に際し、他都道府県でも実施可能と考えられる工夫がなされているか。

③提案の独自性・先進性等

ア 連携先大学等の人材や知見がプロジェクトに活かされ、地域固有の課題の解決に寄与することが期待されるものとなっているか。

イ プロジェクトにより地域への特段の寄与が見込まれる取組が含まれるか。

④委託事業を遂行する能力

ア 本事業を遂行するため、必要な人員・体制を構築しているか。

イ 本事業を実施するため、地方自治体、大学等、学生団体、地域住民、その他企業、や地域づくり団体等の関係者との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。

ウ 事業実施スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組まれており、年度内に委託事業の確実な実施・運営・完了が見込めるか。

エ フィールドワーク等の実施にあたり、安全な実施体制が整っているか。

⑤委託遂行に当たっての効率性

事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

(3) 提案事業の採択

総務省は、委託候補事業を選定したときは、当該委託候補事業の提案者である地方自治体に対して速やかにその旨通知する。

採択された提案事業については、契約時までに、必要に応じて総務省と地方自治体との間で調整の上、修正等を行うことがある。

審査内容については非公開とし、委託自治体の候補の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けないものとする。

3 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択事業について、総務省と地方自治体との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。

また、総務省と地方自治体との間で契約条件が整わない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。事業の実施については、提出された提案書に基づいて行うこと

し、具体的な進め方については、総務省と調整の上、決定する。

(2) 委託期間

委託期間は、令和8年度内で、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

なお、本事業の性質上、その実施に際して、遅くとも令和8年6月頃を目処に事業の実施開始を想定しているところであり、本事業に係る委託契約を締結した地方自治体（以下、「受託者」という。）においては、事業実施に必要な期間を確保できるよう、適切な予算措置等を講じていること又は講ずる予定であることが望ましい。特に、再委託に係る手続や調整等に想定以上の時間を要し、適切な執行期間の確保が困難となった例もあることから、取組内容や体制などの執行可能性を十分に検討すること。

なお、本事業で実施する取組は、委託契約の日から令和9年2月末日までに実施可能なものとし、契約期間終了後もフォローアップに協力するものとする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と受託者の代表者が契約を締結する。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

4 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた使途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに受託者と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の最終報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。

(3) 業務の外注（再委託）

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることはできないものとする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、採択後に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

① 再委託の金額が50万円を超えない場合

② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合

ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類

イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類

ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類

エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類

カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 本事業終了後の残存資産の取扱い

本事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

5 報告及び評価

(1) 定時報告

受託者は、総務省及び総務省の指定する進捗管理受託事業者に対して定時報告を行わなければならない。当該報告は、実施状況に関する連絡調整とは別に、進捗状況の直接的な把握や、成果分析の方向性の検討等を目的として実施する。

なお、報告の時期や様式等の詳細は別途連絡するが、各モデル事業開始から令和9年2月末までの期間中に、1か月に1回程度を基準としてオンラインにより実施することを想定している。

(2) 最終報告会

受託者は、総務省が開催する最終報告会に参加し、下記（3）に掲げる項目を中心として、委託事業の最終報告を行わなければならない。

なお、最終報告会の開催時期等の詳細は別途受託者に連絡するが、令和9年3月中に開催することを想定している。

(3) 最終報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、最終報告書を総務省に提出しなければならない。最終報告書には次の内容を含むものとする。

- ・本事業に取り組むに至った背景、解決したい地域課題
- ・地域の目指す姿と来年度事業の位置付け、来年度目標
- ・実施体制（地方自治体、大学等、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等との連携体制含む）、事業スケジュール
- ・大学等と連携して実施した地域課題解決プロジェクトの内容
- ・事業成果、プロジェクト実施による地域への影響
- ・直面した課題とその対応策・解決方法、今後の課題とその対応方針
- ・モデル事業実施以降の大学等との連携体制、今後の学生等の若者の視点を取り入れた地域づくりの展望

最終報告書をもとに、総務省において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、最終報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。最終報告書の提出期限は別途連絡するが、令和9年3月上旬を想定している。

(4) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。

6 委託事業における経費処理

額の確定に際しては、進捗管理受託事業者の事前確認を経ることとする。また、必要に応じて総務省が進捗管理受託事業者とともに実施する中間検査等に協力すること。

その他、委託事業における経理処理の方法・細目については、別途受託者に通知する。

第4 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和8年2～3月頃：委託候補となる地方自治体の選定・採択（3月頃）
- ・令和8年3～4月頃：契約条件の調整、委託契約の締結（4月頃）

委託候補となる地方自治体の選定・採択後、総務省及び地方自治体の準備が整い次第、隨時委託契約の締結を行うものとする。

- ・令和8年10～11月頃：中間報告
- ・～令和9年2月末：事業実施
- ・令和9年3月上旬：最終報告書の提出
- ・令和9年3月上中旬：最終報告会

第5 問合せ先

総務省地域力創造グループ 地域政策課

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電 話：03-5253-5523 FAX：03-5253-5530

Email：furusato_mirai_college@soumu.go.jp

r7_furusato_mirai_college@nttdxpn.co.jp

※メールを送る際には上記2つの宛先にメールで送ること

担 当：川合係長、山下事務官、宮内事務官